

(別紙) 原告の主張

(なお、下記の記載は、すべて平成26年7月30日付け訴状訂正申立書に記載のとおりである。)

(1) 取消理由1

特許庁の特願2008-169216号の拒絶査定に対し、不服審査請求手続きを行い、特許許可を受けられる範囲を特許庁の審査過程で、教示を受けながら手続するものであるが、拒絶査定(甲1審判1号証-1)が特別送達されたとき、民事訴訟法93条及び101条、106条、特許法189条を理由に書類(甲13審判13号証-1)に日付の記載なく(郵政法58条書留書類には配達時日時を記載することで特別送達の効力を有し、書類に日付を記載しなかったことで、郵政法58条違反となり、補充送達による送達日の効力が本人に送達された日付まで効力を示さないと法的に解されるので、送達日として書類送達人(特許庁)と合意の取れた日付が法定期日開始の有効日と解される)、送達すべき本人の不在時に代理人補充送達として発送されたものであり、民事訴訟規則43条、44条により特許庁により送達日を通知する責任が記載されているので、審判方式審査や知的財産高等裁判所の裁判で民事訴訟法106条に記載されている書類を受取るにふさわしい人物であったかが議論されていない(知的財産高等所平成24年(行ケ)第10084号、平成25年(行ソ)10004号、最高裁判所平成24年(行ツ)第272号、平成24年(行ヒ)第317号)。受取人の説明があやふやであり、証拠書類の郵政の送達日の証明書類(甲10審判10号証-1)に代理受取人ではなく、送達すべき本人の名前が記載(偽証)と同時に本人が著名していないことを示す代理送達のメモ書きがある。本来は甲11審判11号証-1に記載がある受取人の氏名が書かれているのが正解であるので、特別送達の送達日証明(甲10審判10号証-1)にならなくなっている。したがって、経済産業省が配達証明(甲12審判12号証-1)を行っているが、その証明に効力がなくなっており、特許庁審判方式審査でB審判書記官(B書記官:知的財

産高等裁判所ではB 1としたが、Bの誤り)が示した特許法121条の送達日による法定期間の設定は誤りで、先に特許庁審判部及び審査部E審査官に事前に確認が取れていた送達日を基準とする法定期間の設定が正しいので、方式審査基準により特許法135条を適用するのは誤りで、不服審査請求及び手続き補正書の提出手続きは同時に行われ、適法な手続きなので、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りで取り消されるべきである。

(2) 取消理由2

補充送達でないから民事訴訟規則43条の通知は必要ないとの特許庁方式審査課基準室の判断は誤り。(平成26年7月9日特許庁と確認)

知的財産高等裁判所、最高裁判所では、特許法121条の法定期間が正しいかが争われているにも関わらず、審決を下す判断材料に議事録(特許法150証拠全の保証されている)を利用しない裁判であった(民事訴訟法158条、159条の観点からどうして、特許庁訴訟課の代理人が示す法定期間が正しいと解するのは原告には理解できない。担当であった審判書記官との審決取消の裁判を手続き上行うとの事前確認と認識が異なる)。事実、実家に80歳を超える父や母が同居しており、甲11審判11号証-1のように受取人を明記し、書類に受け取りの日付を記載するので、本人が送達日を確定できるのであって、日付の記載のない書類であって誰が受け取ったのか不明の書類(本人の名前は偽証)は、重要な法的効力を示す情報が配達記録しかない。郵政に配達記録の確認を行ったが、「依頼は特許庁であるので、特許庁に確認し、送達日として合意して」と教示を頂いた経緯がある。不服審査請求と同時に手続き補正書を提出しており、原告である請求人は法定期間内に手続きを行ったと解していたが、手続き後に決まった審判書記官(D, B書記官:知的財産高等裁判所ではB1としたが、Bの誤り)が、特許法121条審判方式違反を指摘し、その後、C審判長とも確認している。審判書記官(D書記官)により、郵政と経済産業省で送達記録を特許法189条に基づき証明しようとしたが、民事訴訟規則43条、44条により特許庁に合意を

受けていた日付を否定する意図を送達通知により、特許庁(審査部または審判部)により教示されていなかったもので、原告である請求人は手続き終了後に法定期間の設定を変更されたことになり、民法95条の錯誤が生じていたので、特許庁の法定期間の設定の法的効力は無効となり誤り。送達の通知を行わなければ、法定期間が定まらず、補充送達に該当しないとすの特許庁方式審査の判断「届出にある住所に送達された時点を送達日」とする判断は民事訴訟法106条の補充送達における同居者であって、書類の受領について相当にわきまえがあるものに書類を交付することができるとする判断を必要していないとの判断は誤りであり、特許庁審判部が許法135条による不服審査請求の却下処分は取消されるべきであり、知的財産高等裁判所が特許庁の却下処分の審決が適法であるとする判断は誤りなので、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は取消されるべきである。

(3) 取消理由3

特許庁審判部が面接による法定期間の設定の食い違いの説明を受けずに特許法135条を適用するとした審決は誤り。

方式審査基準に日付が曖昧で、法定期日を超過したものは特許法135条を適用すると審査基準であるが、請求人が拒絶査定を受けて、特許庁審判部、審査部に合意を受けた日付が明らかであり、民事訴訟法93条により保証されるのであるから、特許庁は合意が事前にあったことを示し、特許法121条の法定期間内の手続きであることを確認し、特許法135条の適用が誤りであると判断できる立場である。にもかかわらず、D審判書記官と手続き上で知的財産高等裁判所の口頭弁論で、原告が補充送達であった送達日4月28日を本人が直接通知なく法定基準日とする旨を誘導尋問のように確認するのは違法であり、「手続き終了後3か月後に審判書記官から聞いたので知らなかった」とする意図の返事を曲解して、自己主張する口頭弁論は法を曲解する恐れがある言動で、判決文に証拠性は無い。誤解とはいえ口頭弁論にある補充送達日を送達日と主張する特許庁訴訟室の答弁

書は裁判における偽証行為（民事訴訟法 209 条）である。特許庁訴訟室の偽証を適法とする知的財産高等裁判所裁判長の審決は誤りである。民事訴訟法 209 条 3 項により、その発言を取り消し、民事訴訟法 158 条、159 条により、誤解が解かれた原告が主張する事前本人送達日の合意について、口頭弁論が被告人である特許庁訴訟室からなされていないので、本来は、民事訴訟法の 158 条、159 条の擬制にあたり、原告の主張は認められるとの法解釈で、知的財産高等裁判所で再審査されるべき事件である。民事訴訟法 93 条による事前合意のあった日を示す義務が、特許庁審判部には特許法 150 条で証拠の保全として、認められているので、特許庁審判部の不服審査請求手続きを却下する審決は誤りなので、20130625 行政特許 2 異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。尚、上申書にて本人送達が 4 / 29 で合意を得ていたと日付を明確に確認し、D 審判書記官とは審決を取り消す手続き上の裁判との承諾を得ていたの受け捉え方で、特許庁訴訟室の口頭弁論は事実を覆す行為なので、詐欺に当たる疑いがある。

(4) 取消理由 4

再審査請求却下決定文の証拠の偽造の表現の誤り

知的財産高等裁判所との確認で解決しているが、郵政による配達員が証明する記録には書類を受領する人物の名前を記載すべきところを送達人の名前を記載し、誰が受け取ったのか明らかでなく、代理人受取りと記載している。裁判では原告の名前で受取ったとする署名は誤りであることは明らか特許庁がこの記載を見て、本人が書類を受取ったと誤認するにはあまりにも事実を軽んじている。偽装された受け取り証明を利用し、法定期間を設定した特許庁審判方式審査の判断は、あまりにも軽率で、不服審査請求人の名前が記載されていたとしても、その責任が特許庁にないとは言い切れない。民事訴訟法 209 条 3 項により、不服審査請求却下する審決は裁判所（知的財産高等裁判所または東京地方裁判所）にて取り消しができる事実である。したがって、不服審査請求の却下審決は効力を失

うので、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。

(5) 取消理由5

特許庁が主張する特許法121条の法定期間の超過した責任は不服審査請求人である原告に責任がある」とする特許庁の判断は誤りで、民事訴訟規則43条、44条で原告に送達日の通知を行った特許庁（審査部または審判部）の過失を考慮に入れない判断である。

原告が「請求人にその責任を帰すべきでない」と主張する立場を否定する特許庁訴訟室の口頭弁論は誤りである。補充送達による送達日の決定の旨の通知をしなければならぬとすることを特許庁が怠ったことへの責任もあるので、特許庁が提出された証拠は補充送達を認めるものであって、送達が正常に行われたことを示す証拠になっていない。また、当初郵便事業株式会社の手続きが特別送達であったと主張していたが、書留郵便であると主張を変更している。どのような扱いで書類を送達したのか事実確認を特許庁に行っている事実がある。手続き完了後では民法95条の錯誤を理由に特許庁の主張は退けられ、郵便証明の通知は意味をなさず、本来、特許法121条の法定期間内であることは、または121条2項を含めて適法の手続きであることは明らかである。特許法121条の法定期間の適法内の不服審査請求であり、同時に特許庁に提出した補正書も同じ理由により、法定期間内の提出で有効であるとの考え方があるので、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。

(6) 取消理由6

特許法121条の法定期間を超過し申請した補正書の受理は、客体がないので受理できないとする返却手続きを行うのは、違法行為である。

民事訴訟法で保障される再審査請求が可能な法定期間の5年間は特許庁の補正書の却下の行政処分の審決は、違法な処分であり、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。

既に分割申請である特願 2008-146652 号の特許許可がでていたため、特許法 159 条 3 項または 160 条を根拠に特許法 158 条即ち特許法 50 条による拒絶査定は撤回され、特許法 50 条による不服審査請求の特許法 135 条による不服審査請求却下処分の審決は意味がなくなる。

特許庁内部の問題による行政対応の処分は誤りなので、国の責任として、特許庁の拒絶査定、又は不服審査請求の前置の審査状態まで遡り、審査の再開を求めることができるので、20130625 行政特許 2 異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。

(7) 取消理由 7

特許申請人は特許庁の勧めで特許申請した経緯があり、妨害者の出現で、生活を失う事例が多い中、特許庁の後押しで出願したが、原告が今日に至るまで、実用化する手続き以上に生活面で損失を特許申請手続きで受けている事実がある。特許庁の手続きを行い公示されるまでの期間に閲覧請求権を使用しなければ、内部情報は知りえないにもかかわらず、手続き補正書の却下処分の通知の内容を出願に本人より早く第三者が知り、情報漏えいが起きている事実を特許庁審判書記官と書類の特別送達の前夜 30 分で行っている。これは、特願 2008-169216 号の拒絶査定後の特許庁に開示される前の同年 5 月 2 日釧路署に被害・告訴状として、特許手続きの妨害行為を示す証拠であり、特許法 121 条の法定期間内にも妨害行為を四六時中受けているので、手続きが進まない理由として、特許庁審判部、審査部に相談しており、警視庁や特許庁に妨害行為を受けていた事実を相談するのに法定期間の時間を消費している。したがって、第三者の妨害により不服審査請求が法定期間ぎりぎりまで対応を要する事態だったとする原告の主張は行政に働きかけていた時間で十分説明がつくので、知的財産高等裁判所で下されていた決定文にある特許法 121 条 2 項にあるその責任は請求に帰するものではないとする原告の主張を退ける裁判長の判断には誤りがある。原告は予期せぬ出来事に 1 日早めの対応を行っていたので、後日、合意のあった送達日を変

更し、法定期日の設定を変更したために起きた法定期間設定の誤認（民法95条錯誤）による審判書記官の121条法定期間の超過の指摘は、請求人のその責任に帰すべきものではないので、継続して行った不服審査請求の手続きに違法性はなく、特許法135条による不服審査請求却下の審決は誤りであり、20130625行政特許2異議申立事件の手続き補正書却下処分は誤りである。